

公益財団法人 北九州産業学術推進機構
女性活躍職場の拡大に向けた専門家派遣事業実施要領

(事業の目的)

第1条 この事業は、女性に魅力のある職場づくりと就業率向上を図るため、人手不足や女性採用に課題をもつ企業に専門家派遣を行い、女性が活躍する職場を拡大することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下「機構」という。）が行う専門家派遣による支援対象は、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、および任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）とする。

(専門家派遣企業等の審査)

第3条 専門家派遣企業等の選定にあたり、理事長は専門家（専門家派遣事業実施要領第5条の規定により登録された専門家（以下同じ。））の派遣を希望する中小企業者等を募集し、当該企業等から様式第1の「専門家派遣申請書（女性活躍）」を提出させ、必要に応じて事業評価委員会（事業評価委員会設置・運営規程第1条に規定する事業評価委員会（以下同じ。））に諮り、以下の①から④の要件に照らして、意見を聴取するものとする。

- ① 女性の採用や継続的な雇用を通じ経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること
- ② 女性の採用や継続的な雇用が経営の向上に資するという目的あるいは目標が明確であること
- ③ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること
- ④ 既往の事業評価委員会において、専門家派遣支援の提案を受けた中小企業者等であること

(採択決定)

第4条 理事長は、専門家を派遣する必要性があると認めるときは採択の決定を行う。

- 2 理事長は支援対象に選定された中小企業者等（以下「支援対象企業等」という。）に対して、その旨の通知を行う。

(専門家の派遣)

第5条 理事長は専門家の派遣に当たって、支援対象企業等の支援内容に応じ、単独または複数の専門家に対して、診断助言による支援を行うことを依頼する。

- 2 派遣する専門家については、登録されている専門家の中からマネージャー（マネージャー等設置規程（以下「設置規程」という。）第2条第1項に規定するマネージャー）が支援要請の内容に合致した専門家を選定するものとする。
- 3 マネージャーは、派遣を予定する専門家が、専門家の派遣を希望する中小企業者等と支援要請の内容に合致するかを確認するために、採択の決定前に協議の場を設けることができる。
なお、その場合の、派遣を予定する専門家への謝金、旅費等については、別表でこれを定める。

(派遣回数、謝金単価等)

第6条 専門家の派遣回数は、一企業につき3回を限度とする。謝金単価、旅費等については、別表でこれを定める。

(支援対象企業の費用負担)

第7条 本事業における専門家の派遣については、回数に関わらず支援対象企業等から費用は徴収しないこととする。

(暴力団等の排除)

第8条 自己又は自社の役員等が次の各号に該当するものは、専門家派遣や専門家登録の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

2 専門家派遣要請者、専門家派遣登録申請者又は登録専門家は、必要な官公庁への照会を行うことに同意するものとする。

3 理事長は、専門家派遣要請者、専門家派遣登録申請者又は登録専門家が、第1項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、要請者への派遣を取り消し、登録申請を拒否し、又は登録を取り消すことができる。

4 前項の場合において、機構に損害が生じた場合、要請者、登録申請者又は登録専門家は、その損害を賠償する責めを負う。

また、要請者、登録申請者又は登録専門家に損害が生じても、機構はその損害を賠償する責めを負わないものとする。

(専門家の守秘義務)

第9条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

(派遣の中止)

第10条 本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は社会的に違法、不適切な行為を認められる行為があった場合等は、専門家派遣を中止するものとする。

(報告書の提出)

第11条 理事長は専門家による診断助言の支援が終了した後、速やかに専門家から様式第3、専門家の派遣を受けた中小企業者等から様式第4によりそれぞれ報告書を提出させるものとする。

(謝金等の支払方法)

第12条 専門家に対する謝金等の支払については、前条の報告書の提出を受けた後、支払うものとする。

(事後評価及び効果の確認)

第13条 機構は、第11条に基づき提出された報告書等により、支援内容について評価を行うとともに、一定期間経過後に対象企業に対してヒアリングを行う等により、随時事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

第14条 機構は、本事業による支援により、その効果が確認できた案件について、市内中小企業者等に情報提供することにより、同様な問題を抱える中小企業者等の迅速な問題解決に資するものとする。

(補足)

第15条 この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この要領は令和7年4月1日より実施する。

別表

専門家派遣事業の謝金単価等について

- 1 「女性活躍職場の拡大に向けた専門家派遣事業実施要領」（以下、「要領」）第5条第3項および第6条の規定に基づき、専門家派遣事業に係る謝金等について、以下のとおり定める。

区 分	専門家派遣
対 象	<ul style="list-style-type: none">● 女性の採用や継続雇用のための人事・労務改善支援● 女性が働きやすいオフィスや店舗づくりのための支援● 製造業における女性が活躍するための現場改善支援● 女性が活躍するための技能指導や研修等のマニュアル作成支援 等
謝金単価	28,500円/回 ただし、要領第5条3項における協議の場合は、13,000円/回
旅 費 (県内のみ)	財団旅費規程により算定する。 ただし、日当支給はしないものとし、県内の旅費をすべて支給する。
派遣回数	一企業3回以内
履行確認	報告書等
受益者負担	なし

*上記の各謝金単価には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

- 2 専門家に対する謝金等は、報告書等の提出を受けた後、支払うものとする。
3 この基準によらない場合は、別途決裁を受けるものとする。